

民法改正 条数対照表

平成29法44(債権関係)、平成30法72(相続関係)及び令和3法24(所有者不明土地関係)による改正前後の民法の対応する条数を次に掲げる。  
 ①②は項、□□は号を示す。改正前の条文に対応する規定がない場合又は条文が削除された場合は「—」と表記した。  
 改正前欄に表記のない条は、その条に改正がないか又は同一性を欠かない程度において改正がなされているものである。

改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
105	—	476	—	634①	636
106	105	477	476	635	636
107	106	480	478	638	—
147	147, 148	489	488④	639	—
148	153	490	491	640	—
149	147①□	491	489	958	—
150	147①□	499②	500	958の2	958
151	147①□	516	—	958の3	958の2
152	147①□	517	—	1000	—
153	150	521	523	1028	1042
154	148, 149	522	—	1029	1043
155	154	523	524	1030	1044
156	152②	524	525	1031	1046①
157	147②, 148②, 152①	525	526	1032	1046②
167	166①②	526①	—	1033	1047①□
169	—	526②	527	1034	1047①□
170	—	527	—	1035	1047①□
171	—	530①	529の3	1036	1046②
172	—	530②	530	1037	1047④
173	—	530③	529の2①	1038	1045①
174	—	534	567	1039	1045②
174の2	169	535	—	1040	—
363	520の17, 520の20	542	542①□	1041	—
365	520の7	543	542①□□②□	1042	1048
432	436	560	561	1043	1049
433	437	562	—	1044	—
434	—	563	565	—	—
435	438	564	566	—	—
436	439	565	563, 564, 566	—	—
437	—	566	565	—	—
438	440	567	570	—	—
439	—	570	562~564	—	—
440	441	571	533	—	—
441	—	589	587の2③	—	—
469	520の2	597②但書	598①	—	—
470	520の10	597③	598②	—	—
471	520の18, 520の10	598	599	—	—
472	520の6	599	597③	—	—
473	520の20, 520の6	621	622	—	—

民法改正 条数対照表

→ 条数対照表はカードもあります  
 バックグンの開きやすさ

資料

メモできる!!

民法(改正附則)

三十六条第一項の規定により選任された相続財産の清算人となす。  
 ② 施行前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の管理人は、新民法第九百四十四条第一項及び第九百五十三条から第九百五十六条までの規定の適用については、新民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の清算人となす。  
 ③ 施行前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の管理人の選任の請求(施行日前に当該請求に係る審判が確定したものを除く)は、施行日以後は、新民法第九百五十二条第一項の規定によりされた相続財産の清算人の選任の請求となす。  
 ④ 施行前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における当該相続財産の管理人の選任の公告、相続債権者及び受遺者に対する請求の申出をすべき旨の公告及び催告、相続債権者及び受遺者に対する弁済並びにその済のための相続財産の換価、相続債権者及び受遺者の換価手続への参加、不当弁済をした相続財産の管理人の責任、相続人の捜索の公告、公告期間内に申出をしなかつた相続債権者及び受遺者の権利並びに相続人としての権利を主張する者がない場合における相続人、相続債権者及び受遺者の権利については、なお従前の例による。  
 ⑤ 施行前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特別縁故者に対する相続財産の分与については、新民法第九百五十八条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
 (その他の経過措置の政令等への委任)  
 第三十四条① この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
 ② (略)  
 附則(令和三・五・一九法三七)抄  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 (前略) 附則(中略)第七十一条から第七十三条までの規定公布の日  
 二 (略)  
 (第一条の規定の施行に伴う経過措置)  
 第四条① 第一条の規定による改正後の民法(次項において「新民法」という)第四百八十八条第二項の規定は、施行日以後にされる同項の規定による受取證書の内容を記録した電磁的記

録の提供の請求について適用する。  
 ② 新民法第九百八十四条の規定は、施行日以後にされる同条前段の規定による公正証書遺言又は秘密証書遺言について適用し、施行日前にされた第一条の規定による改正前の民法第九百八十四条の規定による公正証書遺言又は秘密証書遺言については、なお従前の例による。  
 (政令への委任)  
 第七二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(中略)は、政令で定める。  
 (検討)  
 第七三条 (戸籍法の開改)

ポケ六是..  
**奥まで開くから**  
**とても使いやすい**  
 180度開く.....  
 しなやかで丈夫な製本!!  
 開きがよく、平らになるので..  
**マーカーもメモ書きも**  
 ラクラクできます!

民法